



# 広報 おんが

6月号 No. 176

発行 昭和50年6月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



北九州市の交通公園にて交通指導を受ける遠賀中央幼稚園児達

### 人のうごき (5月の住民基 本台帳から)

人口	10,443人	(-6)
男	5,005	(-2)
女	5,438	(-4)
世帯数	2,929戸	(+5)

( ) 内は前月比

- 一日 気象記念日
- 四日 むし歯デー
- 七日 計量記念日
- 十日 時の記念日
- 十一日 入梅
- 十五日 父の日
- 二十五日 救らいの日
- 二十八日 貿易記念日

### 6月のこよみ



六月は

環境月間です

福岡県では六月を環境月間として生活環境をきれいにする運動を展開しています。自分達の生活環境は自らよくするように特に次のことを守って地域ぐるみで環境改善運動(道路・溝の清潔・公園広場の手入れ等)を実践して「明るく清潔で住みよい町づくり」をいたしましょう。

ゴミの持帰る運動

- 1 道路や川などにゴミを投げ捨てないようにしましょう。
- 2 みんなの広場や公園をきれいにしましょう。
- 3 海水浴場、キャンプ場ではゴミの後始末をキチンとやりましょう。
- 4 車の中から、歩きながら菓子の包み紙や煙草のすいながら等を投げ捨てることはやめましょう。

清掃作業に協力しましょう

- 1 ゴミは定められた日時場所に正しく出しましょう。
- 2 ゴミを不法投棄している人があれば勇気を持って注意しましょう。
- 3 デパート、商店では過剰包装を止めましょう。

河川を美しくしましょう

福岡県地区衛生連合会では河川

浄化運動の一環として、河川の清掃と、ゴミの不法投棄の絶滅を県民のみなさんに呼びかけて河川美化思想の認識高揚につとめております。このような運動によって、地域毎に河川を守る会が組織され清浄な流れをとりもどしている例もできました。

次のことをみんなですべて町内の河川をきれいにしましょう

- 1 多量の洗剤をむやみに使用しないで下さい。
- 2 台所の汚れなど雑物は取り除いて排水は浄化槽を経て流しましょう。
- 3 工場、事業所からの汚水は衛生的に処理して流しましょう。
- 4 水洗便所は正しく管理しましょう。
- 5 水田等で使用した農薬袋等は持ち帰って焼却しましょう。

(保健衛生係)

ゴミ収集とし尿汲取り

りについてお願い

ゴミの収集日は次のとおりです

- 月・木曜日 島津、若松、鬼津、千代丸、広渡、道管、上別府、若葉台、虫生津、東町、西町、老良
- 火・金曜日 別府、今古賀、遠賀

一部、上別府の一部、木守、浅木、虫生津(新屋敷)

※燃えないゴミの収集日

毎月、第二水曜日 ※粗大ゴミの収集日(各区のきめられた場所) 毎月 第四水曜日

燃えるゴミと燃えないゴミの選別が悪いと、ゴミ焼却場で完全燃焼をしないので大変困っています。そのため焼却日程がくるって末端収集まで変わることもおこります。そこで各家庭からゴミを出される時選別に充分注意して下さい。

正しいゴミのわけ方

燃えるもの

厨芥類(たべのこり)紙、布、竹類

燃えないもの

金属類、ガラス、プラスチック

陶磁器など

粗大ゴミ(大型家庭廃品)

害具、建具、自転車、マットなど

注意

① 収集日の朝、7時から8時までに出して下さい。

② 燃えるものと燃えないものの選別を充分して下さい。

③ ポリ袋に入れて、口はしっかりと結んで出して下さい。

④ かさばるものは(ボール箱等)小さくまとめて出して下さい。

⑤ できるだけ水分を少く出して出して下さい。

特別に出るゴミ

家屋の解体等によって特別に出るコンクリート、木材等は各自で

焼却場(芦屋町大君)まで持って行って下さい。(長さ三米)この場合、役場衛生係で搬入証明書を交付します。(1kg当、四円の使

◎し尿汲取りについて

新規申込み

転入又は転居したときは「くみ取り申込書」を提出して下さい。

用紙は役場衛生係にあります。届出がないと汲取りできません。

◎人員異動の届出

転出入、出産、死亡などで人員が異動したときは届出下さい。

注意事項

① くみ取りの確認はマンホールのふたをあけて見て下さい。

② くみ取り中に水を投入しないで下さい。

③ くみ取り後の水はバケツ二杯までにして下さい。

④ 手数料はつり銭がいらないようにして下さい。

⑤ 留守家庭は手数料を隣りの人にあづけて下さい。(二回以上手数料を払わないと汲取り停止)

(保健衛生係)

高額医療の

実施について

昭和50年一月一日から、重病や入院などで同じ月内、同じ病院や診療所で一人の被保険者の自己負担金(3割)が3万円をこえたときは、そのこえた部分について、

全額があとで支給されます。この場合も、もちろん保険による診療だけでたとえは歯の治療で保険の対象とならない高価な金属を用いたとか、入院で特別室料を払ったというようなものは、高額医療費の対象とはならないのです。

高額医療費の支給を受けるには役場国保係に次のような手続をして下さい。

一、高額医療費の支給手続に携行すべき書類等

一部負担金の領収明細書

印鑑

保険者証

二、申請及び支給の時期

申請は診療月から2ヶ月以内にすみやかに提出されることを希望します。

支給は診療月から2ヶ月以後となりません(レセプト確認の都合上)。支給日はハガキ、電話にて連絡申し上げます。

税務相談日の

お知らせ

毎月、五日、十五日、二十五日の五のつく日に遠賀町商工会の中で皆様方の税金等、税についてのいろいろな御相談に応ずるため税理士の方がお出になって税務相談所を開設していますので、御利用して戴くようお知らせいたします。

### 印鑑登録証の発行について

四月一日から印鑑登録の制度が一部変わります。これは、印鑑の偽造や盗用などの事故を防ぎ、みなさんの権利や財産を守るのが目的です。

四月二十一日から新たに印鑑登録をする人に手帳(印鑑登録証)を発行します。いままでに印鑑登録をしている人は登録している印鑑を九月三十日まで持参して切り替えをすれば手帳をお渡しします。又は、代理人に頼まれる時は自筆の委任状又は代理権授与通知書を代理人に持たせて下さい。尚、この期限内に切替えの手続きをしない場合は現在の印鑑登録を取り消しますので新規に登録しなければなりません。この手帳には、まがいち紛失した時などに悪用されないため、住所、氏名は記入しないで登録番号だけを表示しています。印鑑証明書が必要ときは、この手帳を持参し窓口で備付けの申請書に添えて申請して下さい。実印を提出する必要はありません。又、代理人に依頼するときは、この手帳と実印を押し(委任状又は代理権授与通知書)を代理人に持たせて下さい、この場合にも登録した印鑑を持ってくる必要はありません。

### 子供を水の事故から守りましょう

例年六月から八月にかけて子供の水の事故が多くなります。昨年中、県下で水の事故で亡くなった子供は七十一人で、その内四十一人(五十八%)がこの時期に死亡しています。

水の事故を防ぐため、保護者は次のことに特に注意してください。  
● 幼児から常に目を離さないよう心がけましょう。  
● イカダ遊びや、小さい子供だけの「水遊び」はさせないようにしましょう。  
● 近所に危険な用水堀、川、池などがある場合は、子供に危ない理由をよく教えておきましょう。  
● 事故が起きたら、大声で近くの大人に救いを求めるよう教えておきましょう。

### 昭和五十年(自衛隊員)の募集計画について

一、募集期間及び募集人員  
(1)男子(二等陸、海、空士)  
※第一次募集期間昭和五十年四月一日から同年六月三十日まで  
陸三九〇〇人 空一一五〇人 海一一五〇人  
※第二次募集期間昭和五十年七月一日から同年九月三十日まで

☆第二次募集人員 陸四〇〇〇人 海 九五〇人 空 九〇〇人  
※第三次募集期間 昭和五十年十月一日から同年十二月三十一日まで

☆第三次募集人員 陸三〇〇〇人 海 七〇〇人 空 七〇〇人  
※第四次募集期間 昭和五十一年一月一日から同年三月三十一日まで

☆第四次募集人員 陸六八〇〇人 海 一四五〇人 空一四〇〇人  
(2)女子(二等陸士及び二等空士)  
※第一次募集期間 昭和五十年四月一日から同年五月三十一日まで(二等海士を除く)  
☆第一次募集人員 陸 一〇〇人 空 五五人

※第二次募集期間 昭和五十年十月一日から同年十一月三十日まで  
☆第二次募集人員 陸 二〇〇人 空 五五人

二、応募資格  
採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条に定める欠格条項に該当しない者

三、試験科目  
中学校卒業程度の学力について行筆試験(国語(作文を含む)数学及び社会)身体検査、適性検査及び口述試験

### 危い銃や刃物を追放しましょう

最近、県下で銃や刃物を使った事件が多く発生しています。警察では、このような事件を防ぐために六月中を以て凶器追放月間として許可(登録)のない銃や刃物、又は不要な刃物類の所持や携帯について強力な取締りを行うことにしております。皆さんには次のことについて御協力をお願い致します。

- 家庭で包丁などを使った後は目立たないように保管しましょう
- 銃や刃物類を持ち歩く怪しい人を見たらすぐ警察に届けましょう
- 銃や刃物類を発見したり拾ったときはすぐ警察に届けましょう
- 許可を受けた銃や刃物類は盗まれないよう安全な場所に保管しましょう。

### 水洗便所は正しく管理しましょう

水洗便所は薬品投入や汚泥清掃をしなげなければならない。(設置者の義務)これらの管理が悪いと隣り近所の迷惑や河川をよごし、生活環境をいぢり悪くしますので十分に注意して下さい。

### 軽自動車の検査について

現在、軽自動車届出済証で運行されている、軽自動車は昭和四十八年十月一日から政令で定める期限内に従って、昭和五十年九月三十日までに検査を受けることになっております。然し、この制度を使用者(所有者)自体、周知していない者もあり、法律違反となります。

### 内職案内

福岡県内職公共職業補導所では次のとおり希望者を募集しています。  
1 職種 ○電気部品家庭内職  
○装飾人形造り  
2 資格 五人以上のグループ  
お尋ねは公共職業補導所へ  
TEL〇九二一七五一―〇二四二

### 香典返しのお礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。  
心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。  
故 樽床安太郎様  
(別府) 樽床治三 殿



今月の税金

町県民税 第一期分

納期限 六月二十五日まで

期限内に完納しましょう

第16回郡民体育大会  
8月中旬本町で開催

恒例の郡民体育大会が来る8月中旬に本町で開催されます。身近な所で開催されますので町民の皆様もふるって参加下さい。

選手資格は次のとおりです。

① 遠賀郡民で、アマチュア競技者であること。

② 昭和50年5月1日以前からひきつづき郡内の町に住民登録しているもの。

③ 出場は1人1競技に限る。

④ オープン競技を除き、学生・生徒の参加は認めない。

⑤ 青年の部の昭和22年4月1日以降に出生した者の過去において全国的大会に出場した者も出場できない。

実施競技

- ① 陸上競技 (一般・青年) ② バスケ
- ③ バレーボール (一般男・教員男)
- ④ バレーボール (一般男・女、青年男・女) ⑤ 軟式野球 (一般) ⑥ 卓球 (一般・青年) ⑦ バドミントン

ン (一般男・女、壮年男・女) ⑦ 柔道 (一般・青年) ⑧ 剣道 (一般・青年) ⑨ 弓道 (一般男・女) ⑩ 相撲 (一般・青年) ⑪ 軟式野球 (一般) 以上11種目

※問い合わせは遠賀町教育委員会社会教育課電話・☎一三三四(内線⑩番)して下さい。

消防一九コーナー  
早い通報少ない損害

万一、自分の不注意で火災を出しても勇気をだして知らせることが大切です。自分だけでなく、あるいは家族だけでもみ消そうとして知らせらるる時期を失ってしまつと、延焼拡大して被害が大きくなるばかりか尊い人命をおとす最悪の事態をまねく恐れがあるので充足しなくてはなりません。

☆電話の種類とかけ方

加入電話

……受話器をはずして 一一九をまわす。

赤電話

……電話の管理者(店の人)にたのんで

青電話

カギで切り替えてから一一九をまわす。

電話器をはずして一一九をまわす。

専用ダイヤルのないものは、受話器をはずし十円玉を入れてから一一九をまわす(通報が終ると十円玉はもどる)

プッシュホン

……一一九とボタンをおす。

☆管内火災、救急発生状況

(S 50・1・150・4・30まで) ( ) 内は4月分

	水巻	芦屋	岡垣	遠賀	合計
救急	98 (27)	69 (14)	60 (10)	60 (14)	237 (7)
火災	7 (1)	3 (0)	8 (1)	6 (0)	24 (2)

遠賀バツファローズ(野球)  
クラブ員募集について

本町の野球愛好者により、相互の親睦と体位向上のために標記の野球クラブを結成して全国軟式野球連盟B級にも加入し、すでに数々の試合に参加していますが、このたび左記により広く町内の野球愛好者を募集することになりました。希望者は、ふるって加入され

ますようお願い致します。

- 一、加入資格 本町居住者で高校生以上の者
- 一、会費 一般月一、〇〇円 学生(高校生以上) 〇〇円
- 年三、〇〇〇円

尚、加入申込み等くわしいことについては、遠賀川井口敏光(TEL三三〇六一〇)か、遠賀町教育委員会内高崎(TEL三三二三四内線六〇)まで連絡して下さい。

勤労者バレーボールクラブ部  
員の募集について

かねてより計画しておりましたバレーボールクラブを結成するはこびとなりました。バレーボールを通じて相互の親睦をはかり、なお技術の向上、健康増進を目的とした楽しいクラブを作りたいと思っておりますので多数御参加下さい。

- 一、資格 町内在住者および町内事業所に勤務する者(男女問わず)
- 二、練習日 毎週金曜日十九時より二十一時まで
- 三、場所 遠賀中学校体育館
- 四、申込先 遠賀町役場内矢野幸男三三二三四内線三八番又は直接体育館へおい下さい。

日本脳炎の予防接種は  
終了しましたか?

日本脳炎は三、四年を周期に猛威をふるいます。

つきましては、先月5月21日から6月20日まで日本脳炎の予防接種を実施いたしておりますが、まだまだ接種されていない方がおられると思われまふ。

期限が20日までとなっておりますので、まだ受けられていない方がおられましたら、早目に接種されますようお願い致します。

なお70才以上、15才未満、生活保護及びこれに準ずる世帯は無料ですので、そういう方は、役場保健衛生の窓口まで無料券を受け取りに来て下さい。



身体障害巡回相談

予約受付日 六月二十日

午前10時~12時

遠賀町役場保険室

巡回相談日

とき 六月二十七日10時~3時

ところ 遠賀町公民館

身体障害者手帳、印章、筆記具